【規程番号　行法Ⅲ－003】

行吉学園副理事長設置規程

（設　置）

第１条　学校法人行吉学園（以下「学園」という。）に副理事長を置くことができる。

（職　務）

第２条　副理事長は、理事長を補佐し、学園の業務を総括する。

第３条　理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、副理事長は理事長の職務を代理し、又は理事長の職務を行う。

（任　命）

第４条　副理事長は、理事の中から理事長が任命する。

（改　廃）

第５条　この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

附　則

この規程は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。